

■ 福岡市保健福祉総合計画(原案) 障がい者分野計画に係るパブリックコメント対応案

基本目標など	施策	意見件数	計画案 どおり	修正	基本目標など	施策	意見件数	計画案 どおり	修正	
全般*	—	—	1	1	【基本目標2】 就労支援・社会参加支援の充実	全体(現状と課題など)	3	1	2	
総論・序論*	—	—	1	—		(2-1) 就労支援	1	1	0	
計画の進行管理*	—	—	1	—		(2-2) 福祉的就労の底上げ	0	0	0	
障がい者分野						(2-3) 交通支援	0	0	0	
【基本目標1】 地域で安心して生活するための支援の充実	全体(現状と課題など)	5	5	0		(2-4) 意思疎通支援	4	4	0	
	(1-1) 相談支援	6	6	0		(2-5) 障がい者に配慮したまちづくりの推進	1	1	0	
	(1-2) 在宅サービスの推進	7	7	0		(2-6) スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進	5	4	1	
	(1-3) 移動・外出支援	1	1	0		【基本目標3】 障がいに対する理解の促進	全体(現状と課題など)	1	1	0
	(1-4) 施設サービス等の推進	1	1	0			(3-1) 啓発・交流の推進	5	5	0
	(1-5) 生活用具等の給付	5	5	0			(3-2) 広報・情報提供の充実	1	1	0
	(1-6) 年金・手当等	3	3	0		【基本目標4】 権利擁護の推進	全体(現状と課題など)	0	0	0
	(1-7) 住宅支援	10	10	0			(4-1) 権利擁護・虐待防止	0	0	0
	(1-8) 保健・医療・リハビリテーション	1	1	0		【基本目標5】 差別解消のための施策の推進	全体(現状と課題など)	1	0	1
	(1-9) 発達障がい児・者への支援	0	0	0			(5-1) 障害者差別解消法施行に伴う対応	1	0	1
	(1-10) 難病に関する施策の推進	0	0	0	【基本目標6】 障がいのある子どもへの支援の充実	全体(現状と課題など)	0	0	0	
	(1-11) 災害対策の推進	1	1	0		(6-1) 早期発見・早期支援	2	2	0	
	(1-12) 事業所におけるサービスの質の向上	0	0	0		(6-2) 療育・支援体制の充実強化	2	2	0	
	(1-13) 人材の育成・研修	4	4	0		(6-3) 発達障がい児の支援	2	2	0	
(1-14) 「親なき後」の支援	9	9	0	その他		7	7	0		
					合計★		93	87	6	

* 障がい者分野計画に関連する意見

★ 全般、総論・序論、計画の進行管理 の中で、障がい者分野計画に関連する意見の件数を含む

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
1	-	-	コミュニケーション的少数者の存在について配慮ある掲載が必要ではないか。	障害者基本法で手話は言語と定められており、通常のコミュニケーションである話し言葉、書き言葉と異なるコミュニケーションを用いる市民への配慮等について、計画内では一切触れていない。 コミュニケーション的少数者(手話を日常コミュニケーションとする者)の存在について、配慮のある掲載が必要ではないか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、下記の記述を追加します。 P211 施策2-4 意思疎通支援 ○の1つ目として以下を追加 日常のコミュニケーションに困難を抱えた障がいのある人や、言語である手話についての啓発を進め、市民の理解の促進に努めます。
2			介護人材の確保について、福岡市としての具体的な取組みはあるか。	介護者など福祉従事者が足りていない現状に対して、どのように人材の確保をしていくのか、福岡市として何か具体的な取り組みはあるのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 介護従事者の技術力向上を目的とした研修の実施や、サービス提供に必要な知識、技術習得のための研修の機会の確保などを継続して実施してまいります。
3	43	第2編 総論 第1部 計画がめざすもの 第1章 計画策定の基本理念	基本理念に、障がいのある人(コミュニケーションの手段が異なる人も含む)と記載すべきではないか。	計画の基本理念についても、コミュニケーション的少数者(手話を日常コミュニケーションとする者)の存在に配慮し、「障害のある人」は、「障害のある人(コミュニケーション手段の異なる人も含む)」とするべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がいのある人」とは特定の障がいに限らず、様々な障がいや社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける方を広くとらえているものでございますので、原案通りの表記とさせていただきます。
4	182	第1章 障がい者分野の基本理念等 1 基本理念	障がい者分野の基本理念に、障がいのある人(コミュニケーションの手段が異なる人も含む)と記載すべきではないか。	障がい者分野の基本理念について、障害者(手話等日常的に異なる言語(手話)をと使う者も含め)と加えるべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がいのある人」とは特定の障がいに限らず、様々な障がいや社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける方を広くとらえているものでございますので、原案通りの表記とさせていただきます。
5			一見して障がい者と分からない方には、助けや配慮が必要なときにかざせるマークがあるとよい。	聴覚障害や内部障害のある方は、外からはわからない。助けや配慮が必要なときにかざせるようなマークがあるとよい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 福岡市では、外見からはわかりにくい障がいのある方が、周囲の手助けを得られやすくすることを目的に、「ハートプラスマーク」や「ヘルプマーク」のカードを配布しております。各区役所の福祉・介護保険課及び健康課でお配りしておりますので、ご利用ください。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
6	183・ 219	1 基本理念 (5)差別の解消 【基本目標5】差別解消のための施策の推進	「差別禁止条例」の制定の意向を示していただきたい。	「差別禁止条例」の制定の意向を示していただきたい。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、また、状況の変化による時点修正として、一部記述を修正します。 OP221:7行目から13行目を削除(P219へ移動し一部修正) 14行目から16行目を以下のとおり修正。 「○障害者差別解消法の周知・啓発を進めるためのフォーラムの開催など、法の円滑な施行に向けて取り組みます。 ○また、福岡市の実情を踏まえ、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、障がいのある方をはじめ関係者の意見を聞きながら、差別の解消を目的とする条例の制定に取り組まします。」
7	187~	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実	地域の中で、障がい者に対する個人の見守りをしてほしい。	障がい者が地域の中で安心して暮らせる様に個人の見守りをお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がいのある方が地域や家庭で安心して生活できるよう、地域全体で支える仕組みを検討してまいります。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
8	188	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 (2)在宅・施設サービス	グループホームに対して、福岡市独自の運営費補助をお願いしたい。	重度の人を含めた支援ができるよう、グループホームについて福岡市独自の運営費補助をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 平成28年度に強度行動障がい者、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する市単独の補助金を新設しております。
9	191	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 (現状と課題)	「精神障がい者施策の充実」を追記してほしい。	現状と課題の項目に「精神障がい者施策の充実」を追加してほしい。(てんかん・高次脳機能障害を含めた相談支援の強化、配食サービスなど)	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 相談支援については、現在もてんかん・高次脳機能障がいを含め、実施しておりますが、本計画においても相談支援の強化に取り組むこととしております。 精神障がい者の施策の充実については、いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
10		【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 (現状と課題) (3)年金・手当など	重度心身障がい者福祉手当の転換は、障がい福祉分野の中で考えているのか。	重度心身障がい者福祉手当については「より効果的な事業への転換が望ましいとする意見があり、そのあり方が検討課題である」とあるが、「より効果的な事業」というのは、障がい福祉分野の中で考えているのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 198ページの「施策1-6年金・手当等」に記載しておりますとおり、『親なき後の生活の安心』『障がいの重度化、高齢化への対応』など今後の障がい福祉の充実を図るために、福岡市重度心身障がい者福祉手当につきましては、そのあり方について検討を行ってまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
11		【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-1 相談支援	相談支援事業の区基幹センターについては、設置数や職員の配置について十分に検討すべき。	「相談支援」の区の基幹センターでは、将来の予測を踏まえて実施までの検討期間を十分取った後に移行すべきであり、設置数は区ごとに2か所以上・職員は5人以上配置できるようにしてほしい	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画においても相談支援の強化に取り組むこととしております。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
12			相談支援の相談体制と相談者スキルの向上が図られるよう、記載をお願いしたい。	相談支援について、障がい児と親の育児放棄、発達障がいと家庭の貧困、障がい者と高齢者同居等々、個別の相談事には複数の要因が重なっていることが多く、単一の相談窓口では解決できない時代になっている。また、自分の相談ごとがどこが適切かは判断がつかず、結果たらい回しに遭う、相談窓口がわからずあきらめてしまう、ということが多々ある。真に利用者の立場に立った相談体制と相談者スキルの向上が図られるよう、計画にぜひ盛り込んでいただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画においても、相談支援に関わる人材育成やネットワークの構築を進めることとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
13	193		障がい児の相談支援事業所が、就学前から関わることが出来るよう見直し見直していただきたい。	障がい児の相談支援は、法律では0歳児から関わることになっているが、福岡市はあいあいセンター、東部療育センター、西部療育センター以外の相談支援機関は、就学期からの関わりしかできないことは、早急に見直し改善していただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 現時点では、未就学児の計画を作成する相談支援事業所も少ないことや、心身障がい福祉センター（あいあいセンター）、東部療育センター、西部療育センターの3センターが中心となって就学前の療育について総合的な方針を立てていく観点から、障がい児相談支援についてもその役割を担っているところでございます。 今後、民間の相談支援事業所との連携に取り組んでまいります。
14			障がい児の相談支援事業所について、就学前から関わることが出来るよう見直し見直していただきたい。	計画相談支援について、現在福岡市は未就学児に対してそれぞれのセンターで計画相談がなされているが、子どもが小学生になるときに相談支援事業所に託されるものの断ることが多い現状である。 入学時の大変な時期に相談支援事業所を探すことは困難であり、スムーズに移行できるサービスの構成やNICUから退院する子どもたちを私たち事業所で関わることが出来るようお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 現時点では、未就学児の計画を作成する相談支援事業所も少ないことや、心身障がい福祉センター（あいあいセンター）、東部療育センター、西部療育センターの3センターが中心となって就学前の療育について総合的な方針を立てていく観点から、障がい児相談支援についてもその役割を担っているところでございます。 今後、民間の相談支援事業所との連携に取り組んでまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
15	193	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-1 相談支援	相談支援については、アウトリーチの取り組みも含め、丁寧な実施を望む。	相談支援は、障害福祉の始点であり、何が必要であるかが把握できることから、相談支援の丁寧な実施を望む。また、ひきこもりの人、高齢者の保護者、親ではないきょうだいや親せきの方が保護者の場合は、相談にも行けない人もいるため、アウトリーチの取り組みに期待している。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
16		【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-2 在宅サービスの推進	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の対象を、施設入所者まで拡大してほしい。	重度知的障がい者が病気等で入院した場合、入院先の医療関係者との連携が必要になってくることから、入所施設利用者も「福岡市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」の適用となるようにしてほしい。施設利用者の入院中のコミュニケーション支援を施設事業者における日常生活支援の範囲として、負担することは負担経費の面で対応不可能である。 本事業は地域生活支援事業の一環であることから、運用面での検討が必要となるが、自治体の裁量で入所施設利用者への適用を実現できると思われる。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。 なお、入院時のコミュニケーション支援については、入所施設の場合、施設の支援員が医療機関と連携を取ることとなり、施設の報酬体系の中で評価すべきものと考えますので本事業の対象外としております。
17	194		アクシデントに対する緊急SOSを発することが出来るシステムが必要である。	居宅介護やホームヘルプサービスの柔軟かつ効率的な運用に関して、些細なアクシデントに対する緊急SOSを発することができるシステムが必要である。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
18			職員が当事者の声を聞き施策に反映する場を設けて欲しい。	重度障がい者の親として、短期入所できることを早急に造っていただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
19			施策の再構築を考えるのであれば、ぜひとも医療ニーズの高い方でも活用できる短期入所をはじめとする福祉サービスを充実させてほしい。	施策の再構築を考えるのであれば、ぜひとも医療ニーズの高い方でも活用できる短期入所をはじめとする福祉サービスを充実させてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
20	194	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-2 在宅サービスの推進	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の対象者を拡大してほしい。	重度障がい者入院時コミュニケーション支援は、どの程度の人たちが利用できているのか。 単身またはこれに準ずる人が対象と聞いているが、もっと対象を拡大し、障がい児・者の保護者も働きやすい環境を作ってほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
21	194・ 199・ 212	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-1 相談支援 施策1-7 住宅支援 【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 施策2-6 スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進	高齢視覚障がい者への支援の充実を要望する。	高齢視覚障がい者に対する、以下の取り組みを要望する。 ・社会参加推進事業として、生きがい教室、教養講座、健康講座、高齢者に対する制度等の解説講座の開催 ・独居(夫婦とも全盲世帯)生活者に対する安否確認等の訪問相談事業 ・視覚障害者専用の、盲養護老人ホームの開設	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がい者の高齢化、重度化」への支援の充実については、重要な取り組みであると認識しております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
22	194・ 199・ 211・ 216	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-2 在宅サービスの推進 施策1-7 住宅支援 【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 施策2-5 障がい者に配慮したまちづくりの推進 【基本目標3】障がいに対する理解の促進 施策3-2 広報・情報提供の充実	一般視覚障がい者に対する支援の充実を要望する。	一般視覚障害者に対する、以下の取り組みを要望する。 ・専用のデイサービス・グループホームの開設 ・同行援護事業の利用時間延長 ・各区役所におけるトイレ、大災害時における第一避難所のトイレの音声化整備 ・公共建造物における、玄関入り口の音サインの整備、音サインがあるのが当たり前の社会となるよう啓発 ・行政からの情報の点字、音声版、拡大文字盤の発行	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がい特性に応じた支援の充実については、重要な取り組みであると認識しております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
23	195	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-3 移動・外出支援	「福祉タクシー」の対象に精神障がい者を含めてほしい。	「福祉タクシー」の対象に精神障がい者を含めてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 精神障がい者の施策の充実については、いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
24	196	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-4 施設サービス等の推進	強度行動障がい支援事業は、理想的な取り組みであり継続を望むが、モデル事業の計画はどのようなものか。	強度行動障がい支援事業は、とても手厚い支援で、理想的な取り組みであり、事業については「モデル事業として実施するものであり、効果等を検証しながら、その後の事業展開を検討する」ことになっている。今後も継続を望むが、どのような計画のモデル事業として取り組んでいるのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 強度行動障がい者集中支援モデル事業については、平成27年度から利用者の受け入れを開始し、今後の事業のあり方について、検討しております。頂いたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
25	197	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-5 生活用具等の給付	知的障がい者にも紙オムツの支給を認めてほしい。	身体障がいの方たちしかオムツは支給はされていないが、知的障がいの子どもたちもトイレがうまく表現できず、知的障がいの人たちにも紙オムツの支給をお願いしたい。月1万ぐらいの支出になるため、経済的な負担が大きい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 日常生活用具については利用者のニーズに応じた見直しを継続して検討することとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
26			日常生活用具の給付は、状況に応じて柔軟に対応してほしい。	生活用具等の給付において、ウィンドウズXPに対応する音声読上げソフトを福祉用具として支給された人が、ウィンドウズ10に移行した際に、自腹で音声読上げソフトを更新せざるを得なかったと聞いた。こうした大きな状況の変化があった際にも福祉用具の支給ができるよう状況を見て判断してほしい。耐用年数が終了したものについては更新を認めるものとしてはどうか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
27			「テレビが聞けるラジオ」を日常生活用具として認めてほしい。	様々な自治体で「テレビが聞けるラジオ」が日常生活用具として認められている。多くのモデルが「緊急地震速報」を聞けるようになっており、福岡市でも日常生活用具として給付してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 日常生活用具については利用者のニーズに応じた見直しを継続して検討することとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
28			生活用具の機器の給付・助成の幅を考慮してほしい。	生活用具の機器の給付・助成の幅を考慮してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
29	198	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-6 年金・手当等	障がい者になり、年金も少なく生活が苦しい。	障害者になり、年金も少なく生活が苦しい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 現在、国において基礎年金の最低保障機能の強化として、低所得者への加算などが検討されており、本市としましては、国の動向を見守ってまいります。
30			なくなってもなんとかする施策として、福岡市重度心身障害者手当を挙げる声が多かった。	当法人の利用者に、今ある施策の中でどの施策であればなくても何とかできるかという質問をすると、多くの方が挙げられたのは、福岡市重度心身障がい者手当2万円(在宅の方)だった。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がい者専門分科会においても『『親なき後の生活の安心』『障がいの重度化、高齢化への対応』のため個人給付的な事業の見直し検討が必要』との意見が出ており、福岡市重度心身障がい者福祉手当につきましては、そのあり方について検討を行ってまいります。
31			福岡市重度心身障がい者福祉手当は本当に必要か。 この予算を医療ニーズの高い人たちへ使ってほしい。	福岡市重度心身障がい者福祉手当は年に1回2万円支給されているが、本当に必要か。 この予算を医療ニーズの高い人たちへ使ってほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がい者専門分科会においても『『親なき後の生活の安心』『障がいの重度化、高齢化への対応』のため個人給付的な事業の見直し検討が必要』との意見が出ており、福岡市重度心身障がい者福祉手当につきましては、そのあり方について検討を行ってまいります。
32	199	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-7 住宅支援	障がい者が安心して地域で暮らせるようグループホームの充実、障がいに応じたきめ細かいサービスを望む。	障がい者が地域で安心して暮らせるようグループホームの充実、障がいに応じたきめ細かいサービスを望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
33			グループホームに、夜間、ヘルパーが常駐するようにしてほしい。 施設に入っても自宅と同じような生活ができるようにしてほしい。	グループホームに、夜間、ヘルパーが常駐するようにしてほしい。 施設に入っても自宅と同じような生活ができるようにしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 グループホームに関しては、夜間の支援体制について、事業者が職員を配置した場合には加算がとれる報酬体系になっております。 また、国の指針に基づき施設入所者の地域移行に取り組んでおり、地域において家庭的な雰囲気のもとでサービスを提供するグループホームの設置を促進しております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
34		【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-7 住宅支援	障がい者の住宅支援について、事業概要の記載には、具体的な支援を明記してほしい。	事業概要があまりにも簡単すぎる明記で理解できない。具体的な支援を明記してほしい。 グループホームを希望しているが、親だけで何人か集まって、空き家を利用して、スプリンクラーの出資だけで、赤字が始まり、運営が難しい。 法人のグループホームも食事の用意を保護者が交代で入るなど、法人でも大変な状況にあり、外部の事業者にこうした部分の支援を受けることを可能にしていかなければ、親だけの動きは難しい現実があるため、事業所契約を可能にしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 事業概要に関するご意見につきましては、簡潔かつ理解しやすい表現を用いて記載しておりますので原案通りとさせていただきます また、グループホームを設置する事業所に対しては、市の単独事業として補助金を交付しており、平成28年度からはスプリンクラーをはじめとする消防用設備の設置に対する補助額を引き上げております。 さらに、グループホームについては、グループホーム事業所の従業員が、日常生活を営む上で利用者に必要な支援を行うものとなっております。
35	199		働いていない人もケアホームに入所できるようにしてほしい。 また、施設の増加や従事者の待遇改善を望む。	ケアホームは働いていないと入れない状況を改善してほしい。また、施設の増加、働く人の増加、従事者の給与の増加を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 ケアホームは、平成26年4月にグループホームに一元化されました。 グループホームについては、障がい者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むため重要な役割を果たしていると認識しており、市の単独事業として設置費の補助などを行い、グループホームの設置を促進しております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
36			グループホーム設立、運営にかかる行政からの支援を希望する。	グループホームについて、障がいがある方の保護者たちは、グループホームを作るための勉強会を開いているが、設立と運営に対する具体的な問題などが見えず、行き詰まってしまっていることが多いようである。グループホームの設立と運営は難しいと思うが、具体的な事例や問題点の整理など、情報を持った相談窓口、そして設立に向け行政の伴走を希望するが、いかがか。またグループホームを増やしていく具体的な取り組みはあるか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 グループホームについては、市の単独事業として設置費の補助や市営住宅の活用などにより、設置を促進しております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
37	199	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-7 住宅支援	グループホームについて、経費補助や市営住宅の活用を促進や報酬体系について国に要望していただきたい。	グループホームについて、経費補助や市営住宅の活用を促進や報酬体系について国に要望していただきたい。 加えてグループホームでは、夜間の付き添いや病院付き添い、ショートステイの受け入れなど、人員が必要である。(要望にあたり)どのような支援や機能が必要かについては、当事者にも意見を求めてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後も、さまざまな機会を捉えて当事者のご意見を伺いながら事業を実施してまいります。
38	199 205	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-7 住宅支援 施策1-14「親なき後」の支援	親なき後の支援において、グループホームは単なる箱ではなく、利用者が望む暮らしが実現できるよう多様なスタイルを認めてほしい。	計画に「親亡き後」の支援が盛り込まれたのは過去にないことで、当事者や家族の願いに向き合い、解消に努めようとする姿勢に心から感謝したい。 こうした支援が、一時的・短期的ではなく、それまで続けてきた尊厳ある地域生活が、親亡き後も、生涯守られるような暮らし方への支援を願いたい。 特に親亡き後の住まいに対する親の願いとして、グループホームという単なる箱ではなく、そこに、その人の望む暮らしが実践でき、それまで培ってきた人間関係や情愛で守られていく場となるよう、「福祉サービス事業所において、自事業所通所者のための短期入所施設の設置を行い、短期入所を継続的に行いながら親からの自立の時期に備える。家族等の事情により長期入所の必要が出たときには、その時点で長期入所に切り替えることができる制度設計にする。また事業所が取り組みやすい形態でなければ実現不可であるので、シェアハウス等の多様なスタイルが認められるような制度設計を図る」といった具体施策を可能とする掲載をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
39			日中活動系サービスの送迎に係る支援をしてほしい。 また、子どもと一緒に住めるグループホームを造ってほしい。	高齢者で出産し、子どもを授かり育てたが、障がいがあり今から10年後を考えると不安を感じる。 現在は、日中通所サービスを利用しているが、家族にも入院者がおり、病院の費用や交通費などの経済的な負担も大きいため、送迎の支援をお願いしたい。また、子どもと一緒に住めるグループホームを造ってほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 生活介護(作業型)の送迎サービスにつきましては、施設の管理運営を行っている指定管理者と実施に向けて検討してまいります。 また、グループホームに関してはいただいたご意見を参考に、事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
40	199 205	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-7 住宅支援 施策1-14「親なき後」の支援	親なき後の支援については、グループホーム、ケアホームの充実が必要である。また、親子が一緒に入居できる施設があればよい。	障がい者の入所施設が減少しており、親なき後の行方が心配である。利用者が求めるようなグループホーム、ケアホームの充実が必要である。 また、老人ホームに障がいのある子も入れる等、親子が将来一緒に入所できるような所ができると安心して暮らせると思う。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 ケアホームは、平成26年4月にグループホームに一元化されました。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
41	200	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-8 保健・医療・リハビリテーション	話し相手、結婚相手等について相談できるところはないか。	アルコール依存症から回復して社会へ復帰したいが難しい。話し相手や結婚相手について相談できるところはないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。
42			こども病院のてんかんセンターの充実とてんかん相談窓口の開設をしてほしい。	こども病院のてんかんセンターの充実とてんかん相談窓口の開設をしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 こども病院では、27年度からてんかんセンターを新設したところであり、てんかん診療において集学的かつ包括的な医療の提供をしております。 また、こども病院の地域医療連携室で、特定の病気に限らず、受診に関する相談や福祉制度についての相談を受け付けておりますので、まずは地域医療連携室にご相談ください。
43	203	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-11 災害対策の推進	福祉避難所で薬の確保ができるようにしてほしい。	福祉避難所などで薬の確保などができるようにしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただき、計画を推進してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
44	203	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-11 災害対策の推進	「避難行動要支援者名簿」と「災害時要支援者台帳」は違うものなのか。	「避難行動要支援者名簿」と「災害時要支援者台帳」は違うものなのか。とても大切なことなので、周知を徹底してほしい。 また、防災計画には、合理的配慮の提供を組み込んでほしい。その検討の際は、当事者の参画を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 災害時に備え、これまで民生委員と福岡市が共同で「災害時要支援者台帳」を作成していましたが、災害対策基本法の改正により、市に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。 平成28年度から市が作成する「避難行動要支援者名簿」は、災害時の安否確認等にものみ使用するだけではなく、災害時に備えるための事前の取り組みとして、地域による日頃の見守り活動や、要支援者一人ひとりの避難支援計画づくりなどにも使用していただくものとしております。 制度の内容につきましては、区役所窓口や市政だより等を通じて、周知を行ってまいります。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
45	204	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-13 人材の育成・研修	同行援護者のスキルアップを目的とした研修会の開催など、人材の確保、技術の向上を望む。	同行援護者のスキルアップを目的とした研修会の開催など、人材の確保、技術の向上を望む	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後の事業実施の参考とさせていただきます。
46		各區に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストを配置してほしい。	各區に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストを配置してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。	
47		同行援護従事者のスキルアップにかかる研修を追記してほしい。	P195障がい者分野「施策1-3移動・外出支援」の事業概要に、同行援護があることは承知しているが、情報提供や代読のニーズが増えている中、同行援護者のスキルアップが必要と考える。したがって、視覚障がい者の同行援護の研修を入れて欲しい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後の事業実施の参考とさせていただきます。	
48		一般相談担当者に障がい施策の初歩的な教育をしてほしい。	障がい者に関することは、多岐にわたり、専門窓口でないと初歩的な説明も得られないため、他分野のソーシャルワーカーや一般相談担当者に初歩的な教育をしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。	

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
49	205	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-14「親なき後」の支援	親と一緒に住めるような施設で親が亡くなった後も生活できるようなサービスをしてほしい。	親亡き後も安心して住めるように年金や手当、住宅の支援のほか、親と一緒に住めるような施設で親が亡くなった後も、同じような生活ができるようなサービスをしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
50			グループホーム・ケアホームの立ち上げに係る経済的な支援を要望する。	私の子供はほぼ寝たきり状態で移動は車いすに頼っている。私自身も高齢であるためこどもの将来に不安をもっている。 「親なき後」の支援について、事業者への調査における不足している社会資源の1位が「グループホーム・ケアホーム」となっていたが、私も同意見である。公営の施設はなく、民間施設でも入所できる場所がないため、親有志が集まって立ち上げるしかないのではないかと考えているが、個人での建設は非常に困難なので市による経済的な支援を要望する。 また、ソフト面においても介護スタッフの離職率が高く、生まれた時からの両親から受けていたような介護が難しい。介護スタッフが長く愛情をもって一緒に暮らしていけるように待遇向上と教育の実施を要望する。 総合計画の概要は聴講できたが、計画を具体化していく中で、障がい者の状態は千差万別であり職員が実際に当事者の声を聞き施策に反映する場を設けて欲しい。当事者と事業者の声は違う。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 グループホームについては、「親なき後」の障がい者の住まいとして重要な役割を果たしていると認識しております。 そのため、市の単独事業として設置費の補助などを行い、グループホームの設置を促進しております。 今後も、さまざまな機会を捉えて当事者のご意見を伺いながら、事業を実施してまいります。
51			親なき後の生活のために、サービスの利用量を増やしてほしい。	知的障がい者は24時間の見守りが欠かせない。親亡き後、自宅でも、グループホームでも、生活するために既存の在宅サービスや移動支援の利用量を増やしていただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
52			短期入所を親なき等の予行演習として活用できるようにしていただきたい。	既存の短期入所は親亡き後の予行演習、訓練の場になっていない。予行演習となるような支援を付加していただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
53	205	【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実 施策1-14「親なき後」の支援	親なき後についての今後の取組みでは、当事者の意見を聞いてほしい。	親亡き後についての取組みが形になっていくことにとっても期待している。今後取り組むにあたって、必要な支援や機能、地域生活拠点について、当事者の意見を聞いてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
54			療育手帳所持者への医療費減免制度をお願いしたい。	親がいなくなった後の医療費が心配であり、療育手帳を持っている人の医療費の免除、あるいは減免をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
55			困った時に安心して相談、入所ができる場があるとありがたい。	困った事が起こった時に安心して相談できる窓口やグループホーム、いつでも誰でも入れる場があると、ありがたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画においても、障がいのある方が地域で安心して生活が継続できるよう、総合的な支援について検討することとしております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
56			親子で入所できる施設があればよいと思う。	親なき後だけでなく、親が子どもを守れなくなったときに、親子で入れる施設があるとよいと思う。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見については、障がい者施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
57			親なき後、障がい者の在宅生活継続のために安心して子どもを任せられる人や場所を希望する。	親が亡くなった後も子どもが地域で暮らせるよう、施設や相談窓口、成年後見制度等、安心して子どもを任せられる人や場所があることを希望する。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「親なき後」の支援の充実については、本計画において重点的に取り組む施策としております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
58	206	【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 〈現状と課題〉	「障がい者の国際交流やその基盤整備などにも備えるまちづくり」をうたってはどうか。	P47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P206基本目標2就労支援・社会参加支援の充実の現状と課題の第2パラグラフで、パラリンピックや障がいを持った海外の人々のツーリズムに対応して、障がい者の国際交流やその基盤整備などにも備えるまちづくりをうたってはどうか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 障がいを持った海外の人を含め外国人への配慮は、ユニバーサルデザインの理念による地域づくりという観点から重要であるため、いただいたご意見を踏まえ、地域分野における記述を一部修正します。 P142:9行目 ○日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが、円滑に移動したり、施設の利用ができることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。
59			障がいのある人の自立とはどのようなことを意味しているのか。	社会参加、就労についても障がいへの理解が必要である。ここでの障がいのある人の自立とは、どのようなことを意味しているのか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「障がいのある人の自立」とは、182ページ「基本理念」の中で記載しておりますとおり、「障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活すること」と位置づけております。
60	208	【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 〈施策の方向性〉	「ユニバーサル・デザインやソーシャル・インクルーシブネス」について触れ、「海外からの障がい者来訪にも備える基盤づくり」を打ち出されてはどうか。	P.47の「10年後のあるべき姿」にある「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の記載に対応して、P208の〈施策の方向性〉で再掲になるかもしれないがユニバーサル・デザインやソーシャル・インクルーシブネスについて触れ、海外からの障がい者来訪にも備える基盤づくりを打ち出されてはどうか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 海外から来訪する障がい者を含め、外国人への配慮は、ユニバーサルデザインの理念による地域づくりという観点から重要であるため、いただいたご意見を踏まえ、地域分野における記述を一部修正します。 P142:9行目 ○日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが、円滑に移動したり、施設の利用ができることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
61	209・ 210	【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 施策2-1 就労支援 施策2-2 福祉的就労の底上げ	就労継続支援B型事業においては、一般企業との取引では受注量の変動が大きいと、公的な業務で参入できるものがないか検討してほしい。	就労継続支援B型の事業所では、障がいの特性や個別の能力差により、適当と思われる作業が提供できるよう、仕事の受注を行っているが、誰にでもできる作業で工賃に結びつく作業が慢性的に不足しており、一般企業との取引においては、受注量の変動もあり、仕事を獲得する事自体が簡単ではない状況にある。公的な業務等で、事業所が参入できる仕事がないか、検討頂きたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。
62		【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 施策2-4 意思疎通支援	視覚障がい者への郵送物は、点字にしてほしい。	公的機関から郵送される視覚障がい者への通達・お知らせなどには、内容がわかるよう、点字での通知を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
63	211		意思疎通支援事業の具体的な派遣対象の拡大を記載してほしい。	意思疎通支援事業について具体的な派遣対象の拡大が記されてなく、国の動向を踏まえ検討するとなっており、福岡市独自の計画となっていない。現在の意思疎通支援事業では、派遣の対象が細かく決められており、差別解消法の合理的配慮に反する。国の動向を踏まえるなら、国が示した「意思疎通支援事業モデル要綱」とおりの派遣制限をしないものにかえるべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 意思疎通支援事業の具体的な派遣対象の拡大については、本計画策定後、個別施策を実施していく段階で、本市の財政状況も考慮しながら、具体的な検討してまいります。 重度障がい者に対する意思疎通支援のあり方については、国の動向も踏まえて、検討してまいります。
64			市の郵便物や広報物について、視覚障がい者へもっと配慮してほしい。	郵便物を仕分けできるように、市の郵便物には全て点字シールを張るべきである。また、郵便物の中身も含めて点字化すべき。市政だよりについて、点字版は抜粋版であるため、全部点字化したものがほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
65			各区に点字もわかる障がい者コンシェルジュを配置してほしい。	各区に障がい者の全般のことがわかる福祉のスペシャリストが少なく、詳しい人がいてもすぐに異動で出ていく。正規の職員は異動があつて難しいなら、嘱託員で点字もわかる障がい者コンシェルジュを各区に1～2人配置してほしい。特に、点字プリンターを使いこなせる人を雇用していただきたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
66	211	【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 施策2-5 障がい者に配慮したまちづくりの推進	交通バリアフリー施策の推進を要望する。	交通バリアフリーに向けて、駅ホームの可動柵の設置(特に博多駅)、歩車分離交差点、大 幅な横断歩道における音響信号機、エスコ ートゾーンの併設、車両における後退時の、音 サインの義務化を要望する。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
67	212	【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 施策2-6 スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進	障がい者スポーツセンターの事業概要に、①各種のスポーツ教室・大会・行事の実施、②スポーツ指導及び指導者派遣、③障がい者スポーツに関する相談及び情報提供を追記してほしい。	障害者スポーツセンターの事業は「場の提供」の記述だけでは不十分であり、①各種のスポーツ教室・大会・行事の実施、②スポーツ指導及び指導者派遣、③障がい者スポーツに関する相談及び情報提供を追加してほしい。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、記述を修正・追加します。 P212:表 「水泳・バスケットボール・卓球・トレーニングなどの機会の提供、障がい者スポーツの指導、指導者派遣、相談対応及び情報提供」
68			障がいの状況に合わせて、仕事や余暇、家での過ごし方等、きめ細かいサービスをしてほしい。	作業所等に通うことが困難な方々に、その人に合った仕事や余暇、家での過ごし方、きめ細かいサービスをしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
69			視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業の継続を望む。	視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業の継続を望む。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、事業のあり方について検討してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
70	212	【基本目標2】就労支援・社会参加支援の充実 施策2-6 スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進	「視覚障がい者社会生活訓練事業」及び「視覚障がい者家庭生活訓練事業」の継続を望む。	補助事業「視覚障がい者社会生活訓練事業」及び「視覚障がい者家庭生活訓練事業」が、廃止も含め見直されると聞いている。何らかの形で是非とも継続されるようお願いしたい。 2補助事業に携わってきたが、近年は補助事業に参加を呼びかけても、規制が厳しく、参加してこない状況にある。 文化やスポーツ・趣味的な事業には、その経費の一部でも助成を認める等、規制の緩和を図るとともに、デイサービスや地域の公民館サークルなども、視覚障がい者の受け入れには消極的で、ハード・ソフト共に配慮されたものではないため、社会へ仲間の集いへ参加しやすい環境を作って欲しい。「まず一歩、外へ出る」、その応援をしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、事業のあり方について検討してまいります。
71			「視覚障がい者社会生活訓練事業」及び「視覚障がい者家庭生活訓練事業」の継続を望む。	視覚障がい者家庭生活訓練事業および視覚障がい者生活訓練事業が平成28年度で終了すると聞いている。是非事業の継続をお願いしたい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に、事業のあり方について検討してまいります。
72	213～ 215	【基本目標3】障がいに対する理解の促進	障がい理解促進に係る取組みについて、当会でやっている啓発活動も活用してほしい。	10年後、20年後、30年後の“人づくり”には「教育」が最大の重要点だと考える。そして地域分野の施策は、どの分野にも関わる要の施策になると考えている。 計画中に多くの場面で記載されている「障がい理解を促進するために啓発活動に取り組む」について、当会では知的障がいの疑似体験を通して啓発活動を行っています。 当会の活動も活用してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 今後も、さまざまなイベントでの交流や体験学習、研修会などを通して、障がいへの相互理解が進むよう、福祉意識の醸成に努めてまいります。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
73	215	【基本目標3】障がいに対する理解の促進 施策3-1 啓発・交流の推進	市の機関で、てんかんの啓発活動を企画してほしい。	精神保健福祉センター・保健福祉センターなどで、てんかんの啓発活動を企画してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 啓発普及支援事業の中で、関係団体と連携し、関係団体のリーフレットを活用させていただくなど検討してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
74		【基本目標3】障がいに対する理解の促進 施策3-1 啓発・交流の推進	地域で障がい者と町の人 が交流できるような 場をつくってほしい。	地域で障がいを持った人と町の人 がお互いに知り合えるような場所 づくりをして関わりを持てるよう にしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を 実施してまいります。
75	215		障がい者は地域で孤立しがち であり、地域に参加可能になる 環境整備、仕組みづくりの 具体的な取組を希望する。	本計画の基本理念には、「誰もが 住み慣れた地域で安心して暮ら せるまちづくり」とあるが、障 がい者の方々は地域と繋がりが 持たず、孤立して生活している 現状があり、「見守り活動」にお いても、見守る側と見守られる 側の間に良い関係がなければ、 住民間に関係の悪化が生まれ るのではと思われる。 また、自主防災への参加、子育 て支援や特別支援学級の設置の 増加により、地域で子どもたち が過ごす時間も増え、地域で過 ごす時間が増えていると思われ るが、障がいがある方やそのご 家族の参加は自分の地域を見 ただけでも参加の機会は、増 えていないように思われる。 そのため、地域資源を住民とし て活用するなど、地域に参加可 能になる環境整備が大切であり 、障がいがある方及びそのご家 族の地域参加を促し、地域の関 係をどのように構築していくの か、障がいがある方と地域双方 にその必要性と具体的な取組 みなどを提示していただくこと も、地域資源である公民館によ る積極的な障がいの方の地域 参加への取組を希望するが、 いかがか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がいに対する理解促進につ いては、これまでも様々な取 組みを行ってまいりましたが、 障がい児と同じ地域に住む子 どもたちとの交流に取り組ん でいる活動の支援など、子ども のころから障がいに関する理 解や関心を持てるような環境 づくりを進めてまいります。
76		-	地域の中でシニアクラブやこ ども会と同じように障がい児・ 者が集える所がほしい。	地域の中でシニアクラブやこ ども会と同じように障がい児・ 者が集える所がほしい。障がい 児・者や家族、地域住民と共 に活動し、交流することで、 孤立しがちな障がい者家庭の 安心化が得られ、広い意味で の啓発に繋がると考える。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 地域での交流、地域参加等につ いては、地域イベントの声掛け や市政だよりでの周知など、 自治会や町内会等の活動支援 に取り組んでおります。 いただいたご意見については、 今後の事業実施の参考とさせ ていただきます。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
77	215・ 221	【基本目標3】障がいに対する理解の促進 施策3-1 啓発・交流の推進 【基本目標5】差別解消のための施策の推進 施策5-1 障害者差別解消法施行に伴う対応	障がい者が共生できる社会を作るため、具体的な事業を盛り込んだ計画を作ってほしい。	これからは「障がい者が何処で誰と暮らすか」を自由に選択できる事が保障されるようになっていくと思うが、現在のところグループホームはなく、こうした背景には地域の理解が得られないことを見聞きすることがある。親と暮らそうが、支援者に支えられて暮らそうが、そこには近隣の人たちの理解と支えあいの気持ちが不可欠であり、まずは障がい者が今住んでいる地域で住民として認識され、様々な事柄に障がいのある人の参加が当たり前になっていく地域社会を望む。現在のままでは障がい者の親として、子どもの事をどこまで地域にオープンにしてよいのか悩ましく、障がい者理解に対する理解を積極的に作る手段がない。「障害者差別解消法」を受けて、計画の中に、障がい者の居住地域(校区単位)で市が何をするか具体的なものがみられない。障がい者が共生できる社会をつくる為に、是非、具体的にどのような事業をやるかという計画を作ってほしい。地域の理解は、差別を解消する根本的な問題と考えている。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がいに対する理解促進については、これまでも様々な取り組みを行ってまいりましたが、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる活動の支援など、子どものころから障がいに関する理解や関心を持てるような環境づくりを進めます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
789	215・ 221	<p>【基本目標3】障がいに対する理解の促進 施策3-1 啓発・交流の推進</p> <p>【基本目標5】差別解消のための施策の推進 施策5-1 障害者差別解消法施行に伴う対応</p>	<p>地域における障がい者の潜在的な孤立について、行政や社協による主体的、積極的な取り組みをお願いしたい。</p>	<p>福岡市の計画の中に、地域における、障がい者の潜在的な孤立状態の解消を目的とした具体的な取り組みを加え、障がい者とその家族が、地域において安心して自分らしく生活できていないという事実(孤立的な状況)に対して、行政や社協による主体的、積極的な施策や取り組みをお願いしたい。</p> <p>計画(案)では、「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」をまちづくりの目標像に掲げ、その実現のため様々な取り組みを行っています」とあるが、これまでの長きにわたり、このような行政からの支援だけでは解決することが難しい様々な問題があり、それらが現実として障がい者やその家族の生活のし辛さ、障がい者の孤立という状態に繋がっているように感じられる。</p> <p>特に大人になっても親の保護のもと在宅で暮らしている障がい者の場合、地域の方からはその家庭の状況も、障がい者の存在も、見えていないのが現状であり、このこと自体も障がい者の孤立という状態が生まれる大きな要因となっていると思われる。</p> <p>このような、地域における障壁を解消して、障がい者の孤立を防ぐためには、行政(福岡市や社協)の積極的な取り組みが必要である。</p> <p>障がい者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活できるということは、権利擁護の大前提であり、4月に施行される「障害者差別解消法」においても、居住地域等で障がい者の権利が守られ安心して生活できることが、法の目的の要素になっていると思われる。</p> <p>是非、積極的に取り組みをお願いしたい。</p>	【原案通り】	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画においても、障がい者が地域で安心して生活が継続できるよう、地域の支援体制づくりなどについても検討することとしております。</p> <p>いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。</p>
79	216	<p>【基本目標3】障がいに対する理解の促進 施策3-2 広報・情報提供の充実</p>	<p>視覚障がい者の情報保障として、情報の三次元化等配慮をお願いしたい。</p>	<p>視覚障がい者の情報保障として特に公共施設など、三次元の情報は三次元で提供するほか、3Dプリンターを活用した事業及び、事業を行うボランティアを養成してほしい。</p>	【原案通り】	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。</p>

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
80	221	【基本目標5】差別解消のための施策の推進 施策5-1 障害者差別解消法施行に伴う対応	障害者差別解消法において地方公共団体の義務と、努力義務とされている項目については表現を分けるべきではないか。	障害者差別解消法施行に伴う対応として、地方公共団体においては「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮」に関しては義務、職員対応要領に関しては努力義務となっているにも関わらず、全体を「努めます」という表現でまとめて良いのか。	【修正】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ、また、状況の変化による時点修正として、一部記述を修正します。 ・219P:2行目の文末を修正 ～平成28年(2016年)4月に施行されました。 ・219P:9行目の後に以下を追加。 「○法施行に合わせ、障がい者を理由とする差別の禁止に関して福岡市役所の職員が適切に対応するため、合理的配慮の提供の具体例などを示す職員対応要領を作成しました。 ○また、差別に関する紛争の防止などに向け、関係者からの相談等に的確に応じるため、障がい者差別に関する相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携を図るため、「福岡市障がい者差別解消支援地域協議会」を組織しました。
81	224	【基本目標6】障がいのある子どもへの支援の充実 施策6-1 早期発見・早期支援	あいあいセンターでの医師による診察をもっと増やしてほしい。	あいあいセンター(発達障がい診断小児科医常設設備)での受診がタイムリーにできないため、もっと増やすべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。 なお、平成28年度から心身障がい福祉センター等の嘱託医師の日数を増やし、新規受診までの期間の短縮を図ります。
82			障がいの早期発見から療育実施までの間、家族支援として訪問、情報提供をしてほしい。	障がいの早期発見から療育実施までの間、家族支援として訪問、情報提供をしてほしい。 子どもに障がいがあると知り、家族は不安定な時期である。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 心身障がい福祉センター等で診断を受けた後、児童発達支援センターへの通園までの期間は、外来療育等で支援を行っております。また、区の保健福祉センターの健康課や地域保健福祉課でもご相談をお受けしております。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
83	225	【基本目標6】障がいのある子どもへの支援の充実 施策6-2 療育・支援体制の充実強化	働く子育て家庭でも受けやすい療育支援の制度にしてほしい。	あいあいセンターの療育は働く母親にとっては通いづらく、幼稚園児はあいあいセンターに通わせ、保育園児は各園に担当者が出向く等、働く子育て家庭でも受けやすい療育支援の制度にしてほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては障がい者施策を進めるうえでの参考にさせていただきます。 なお、障がい児に対して、様々な形で療育の機会を提供しており、平成28年度から幼稚園や保育所と障がい児の通園施設との並行通園(週1回程度)を開始するなど、充実を図ってまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
84	225	【基本目標6】障がいのある子どもへの支援の充実 施策6-2 療育・支援体制の充実強化	保育所、幼稚園での障がい児支援のため、療育・相談支援等のできる人材育成を早急に実施してほしい。	保育所、幼稚園での障がい児支援のため、療育・相談支援等のできる人材育成を早急に実施してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 保育園や幼稚園における障がい児支援の充実については、心身障がい福祉センター等で保育園や幼稚園の職員を対象とした研修を実施するとともに、保育園や幼稚園に職員を派遣し研修の支援にも取り組んでおります。 いただいたご意見については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
85		【基本目標6】障がいのある子どもへの支援の充実 施策6-3 発達障がい児の支援	発達障がい児は優先的に転園できる制度を設けてほしい。	保育園によっては発達障がい児が生活しにくい場合がある。発達障がい児は優先的に本人が過ごしやすい保育園に転園できる制度を設けて欲しい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見につきましては、障がい者施策を進めるうえでの参考にさせていただきます。なお、保育園の転園については、お子さんが障がいに係る手帳を受けている場合、優先度を高める調整を行っております。また、保育所に対して、こども未来局の職員や心身障がい福祉センターの職員が指導、助言を行うとともに、保育所の職員を対象とした研修を実施するなど支援を行っております。
86	226		発達障がい児クラスを作るべきではないか。	発達障がい児クラスを各学校に設けるべきではないか。支援級と普通級の間隔のないじめ対策にもなるクラスを低学年と高学年で各一クラス作るべきではないか。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 小学校では、学校教育法等に基づき、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちに対して、一人ひとりの障がいの種類・程度等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、あるいは、通級による指導において適切な教育を行っております。ご意見いただいたような学級の設置は、制度上、想定されておりませんので、原案どおりとさせていただきます。 今後とも、発達障がいを含め障がいのある子どもたちに対し、よりよい教育を提供できるように努めてまいります。
87	-	-	福祉従事者の待遇改善等を行い、より良い人材確保を図ってほしい。	福祉に関わっている人たち(福祉従事者)の給与の上昇や所得の安定など、福祉分野でのより良い人材の確保を図ってほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 障がい福祉サービスに関する報酬については、基本的に国において見直しを図るべきと考えております。 経営実態に見合う報酬水準を確保するとともに、良質な人材確保が図られるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。
88			計画の策定にあたっては、障がいの種別ごとに聴聞してほしい。	計画の策定にあたっては、適切な施策の立案・実施のため視覚障がい者の実態把握とともに、視覚障がい者や聴覚障がい者など、障がいの種別ごとに聴聞してほしい。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 計画策定に際しては、障がい種別ごとの実態調査を実施し、さまざまな障がいのある方の実態を把握するよう努めてまいります。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

番号	ページ	項目	意見要旨 (ポイント)	意見要旨	意見への 対応	意見への対応案
89			あいあいセンターについて計画に掲載すべき。	あいあいセンターの記載が計画にないため、具体的な取り組み等について掲載すべきである。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 「あいあいセンター」は、「心身障がい福祉センター」の愛称であり、いただいたご意見は、施策6-1等に記載しております。
90			視覚障がい者の施策検討にあたっては、実態を把握するべきである。	視覚障がい者に対する政策を検討するために、年齢構成、視覚障がい者のみの世帯、収入(自営、雇用、年金、その他(家族からの支援))、単独行動できるか、点字を読める人がどれくらいいるかなど、実態を把握すべきである。また、高齢視覚障がい者の独居者も重要である。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 計画策定に際しては、障がい種別ごとの実態調査を実施し、さまざまな障がいのある方の実態を把握するよう努めております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
91	-	-	計画作成時に障がい種別ごと、中でも視覚障がい者や聴覚障がい者の代表者にも意見を聞くべきである。	計画作成時において、障がいの種別ごと、例えば、身体の中でも、視覚障がい者や聴覚障がいなどの代表者に意見を聞くべきである。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 計画作成にあたっては、障がい者団体のみならず、説明会を実施するなど、障がい当事者の方々はもとより、広く市民のみならずからご意見をいただけるよう、周知に努めております。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。
92			障がい者分野について、実現を願う施策が複数盛り込まれており、大変期待している。	障がい者分野においては、相談支援、権利擁護の推進・差別解消法に伴う条例の策定検討や親亡き後、意思決定支援、各分野の有機的な連携・総合的な施策の展開・切れ目のない支援等々、願っていることが盛り込まれており、大変期待している。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 本計画の基本理念にも掲げておりますとおり、「障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭で生き生きと生活することのできるまちづくり」をめざし、各事業の有機的な連携や効果的な実施方法などを、総合的に検討し事業を実施してまいります。
93	229	第4編 計画の進行管理 2 手法	計画の進行状況を報告する際は、当事者のニーズを反映してほしい。	計画の進行状況を保健福祉審議会に報告する際は、審議会委員に当事者代表が参加しているため、当事者のニーズを反映してほしい。また、アウトカム指標は受け手の立場から測定するように。	【原案通り】	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。